

# 島根地方最低賃金審議会 島根県最低賃金専門部会

## 第5回会議 議事録

- 1 日 時 令和6年8月16日（金） 午後1時30分～午後6時20分
- 2 場 所 島根労働局専用大会議室
- 3 出席者 公益代表委員 出席3名 定数3名  
労働者代表委員 出席3名 定数3名  
使用者代表委員 出席3名 定数3名
- 4 主要議題 ○ 金額審議

【部会長】 ただいまから島根地方最低賃金審議会島根県最低賃金専門部会第5回会議を開会します。

事務局から本日の配付資料の確認をしてください。

【指導官】 本日は、会議次第が1枚となっております。以上です。

【部会長】 次に、事務局から「定足数」及び「会議の公開状況」を報告してください。

【指導官】 委員の出席状況を報告します。本日は全員に出席をいただいております。最低賃金審議会令第5条第2項により、本日の会議は定足数を満たしており、有効に成立しますことをご報告いたします。

また、本日の会議及び議事録につきましては、公開となっております。

本日の会議の公開につきましては、本庁舎の掲示板及び島根労働局ホームページに公開掲示いたしました結果、報道機関を含めまして6名の傍聴希望者がありましたが、本日4名の方が傍聴されますので、併せてご報告いたします。

なお、傍聴人のうち報道機関の方には頭撮りを許可しておりますので、ご承知おきください。

【部会長】 本日の会議は採決を除き原則公開としております。ただし、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、島根地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第5条第1項に基づき、以降の会議を非公開とする場合がありますことを、傍聴人の方々は予めご承知おき願います。

【部会長】 では会議次第2の金額審議に入ります。

前回4回目の審議においても、労使の間で金額に開きがあり、今回の専門部会に持ち越すこととなっております。

まず、本日の審議にあたりまして、冒頭のところで全体に向けまして何かご発言があればお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「ありません。」)

【部会長】 それでは、無いようであれば、休会といたします。委員の方々には各々別室にてお待ちください。

傍聴人の皆様は、恐れ入りますがご退出願います。

(休会、傍聴人退室)

(再開、傍聴人入室)

【部会長】 それでは専門部会を再開します。事務局は専門部会報告書案を配付してください。

(専門部会報告書案を配付)

【部会長】 専門部会報告書案について、各自で御確認ください。

(専門部会報告書案を確認)

【部会長】 それでは、専門部会報告書案について決議をします。専門部会報告書案に異議はございませんか。

(「ありません。」)

【部会長】 異議がないようですので、専門部会報告書案のとおり決議することとします。専門部会報告書の案を消してください。

それでは、この専門部会報告書を審議会会長あてに報告することといたします。

事務局から何かありますか。

【賃金室長】 専門部会報告書をいただきましたので、第437回審議会において、ご審議いただくこととなります。第437回審議会は、本日午後6時30分からこの場で開催します。よろしくお願いいたします。

【部会長】 事務局から説明がありましたとおり、第437回審議会がこの会場で行われますので、引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、専門部会は結審しましたので閉会します。長時間熱心なご審議をいただき大変ありがとうございました。なお、7月9日の第435回審議会で決定しているとおり、審議会令第6条第7項により、当専門部会は廃止となります。皆様お疲れ様でした。